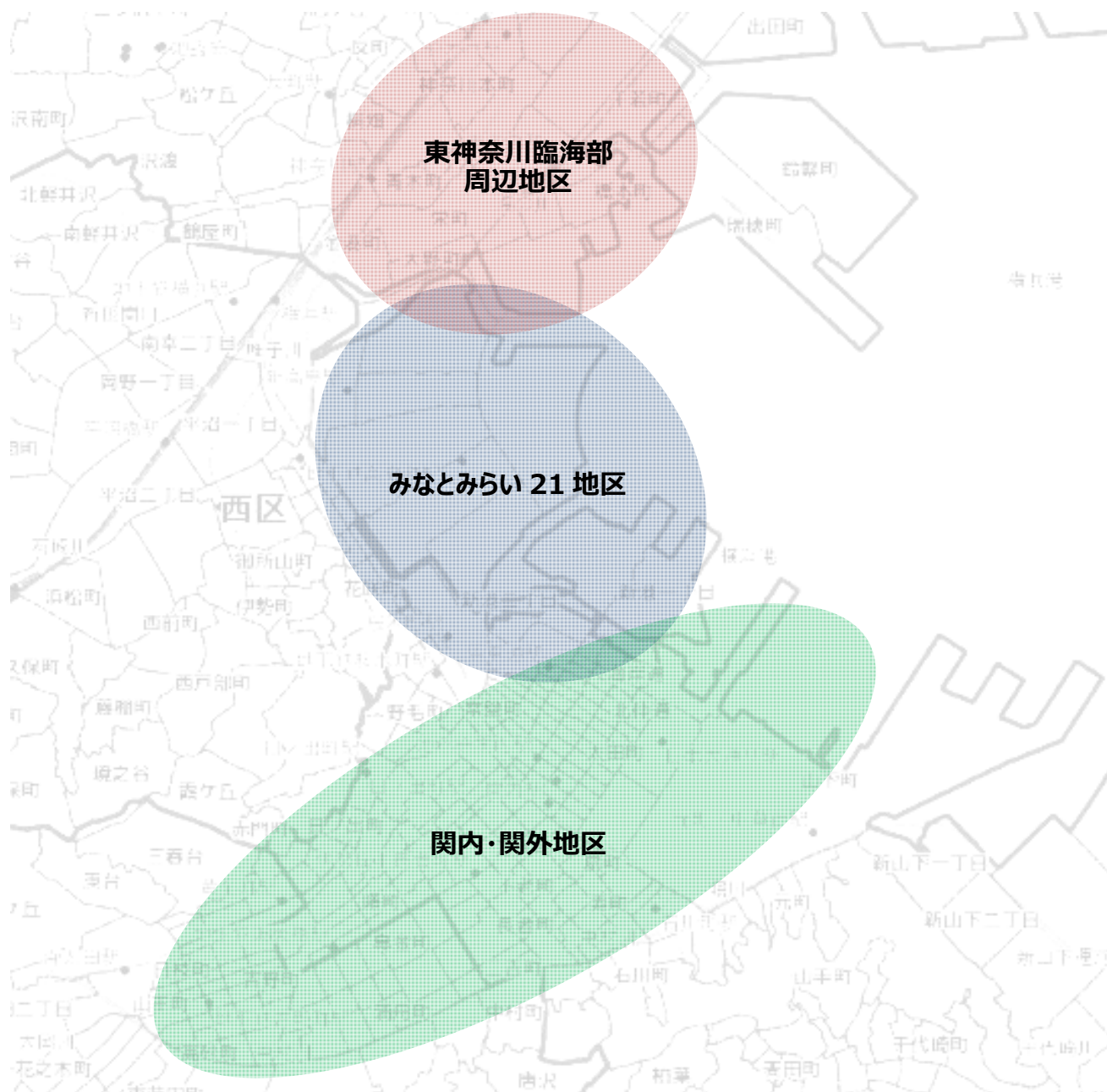


■対象エリア

都心臨海部の「東神奈川臨海部周辺地区」、「みなとみらい 21 地区」、「関内・関外地区」3 地区を今回、提案募集を行う対象エリアとします。



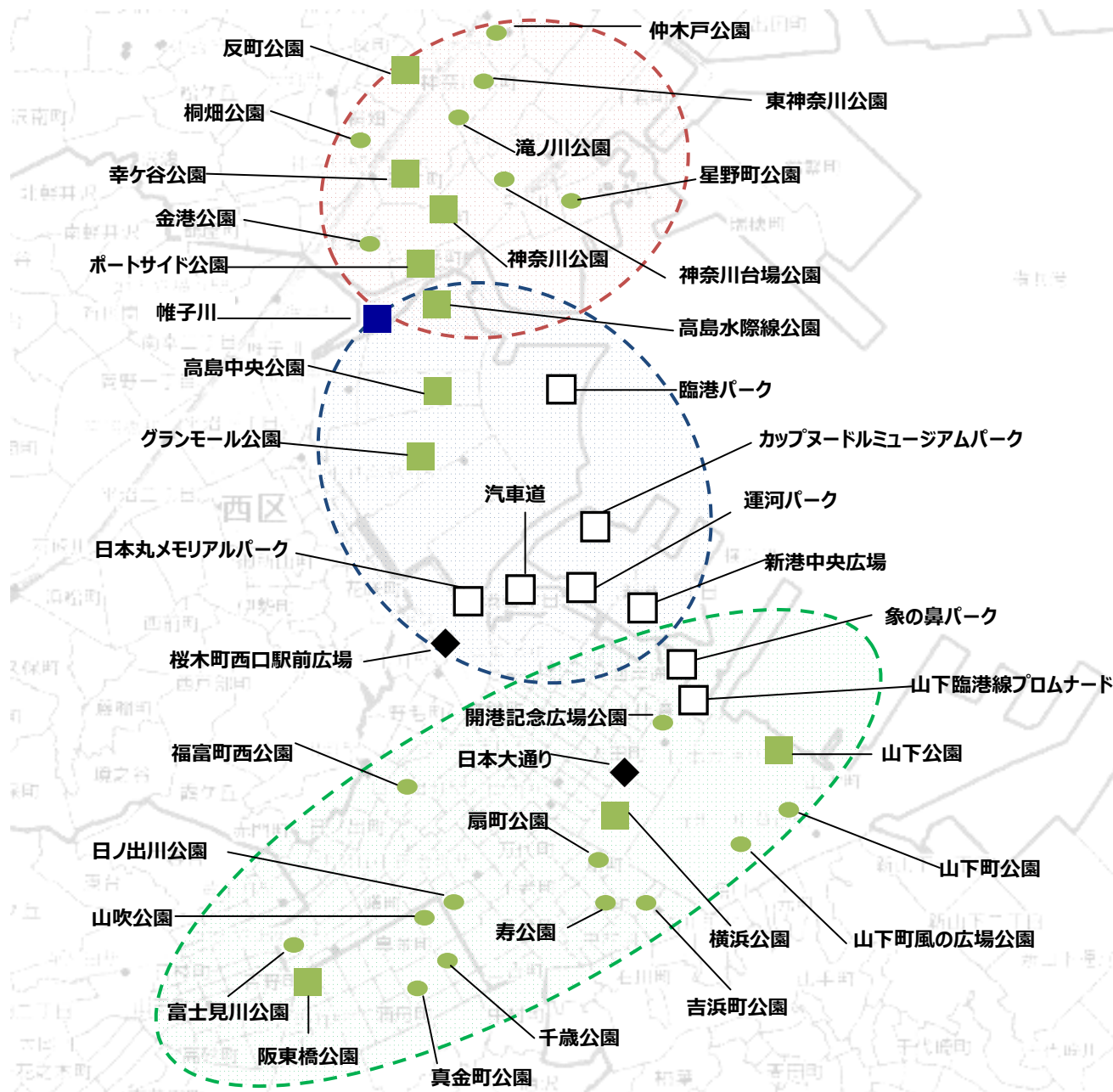
■対象施設

複数の対象施設を面的に活用し、地域の魅力向上につながる提案を募集します。

※ 公園・道路・港湾緑地・河川、それぞれの「留意事項」もご確認ください。

※ 道路は、代表的道路のみを記載していますが、“桜木町駅前広場”を除くエリア内の道路全てが対象です。

※ 河川は、「帷子川」の“みなとみらい大橋付近階段護岸”のみが対象です。



- | | |
|-------------------|-------------|
| ■ : 公園 (近隣・総合・風致) | ● : 公園 (街区) |
| ◆ : 代表的な道路 | □ : 港湾緑地 |
| | ■ : 河川 |

■留意事項

(公園)

公共空間名	提案における留意事項	関連団体(指定管理等)
各公園 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市公園条例」等に基づく、必要な許可を得る必要があります。 ・工事や他のイベント等、公園ごとに留意事項がありますので、あらかじめご了承ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園によって、指定管理者等の関係団体が存在する場合は、調整が必要です。

(道路)

公共空間名	提案における留意事項	関連団体(指定管理等)
各道路 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・「道路交通法」、「横浜市道路占有許可基準」等に基づく、必要な許可を得る必要があります。 ・工事等、道路ごとに留意事項がありますので、あらかじめご了承ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県警察 ※使用許可権限者 ・道路によって、関係団体が存在する場合は、調整が必要です。

(港湾緑地)

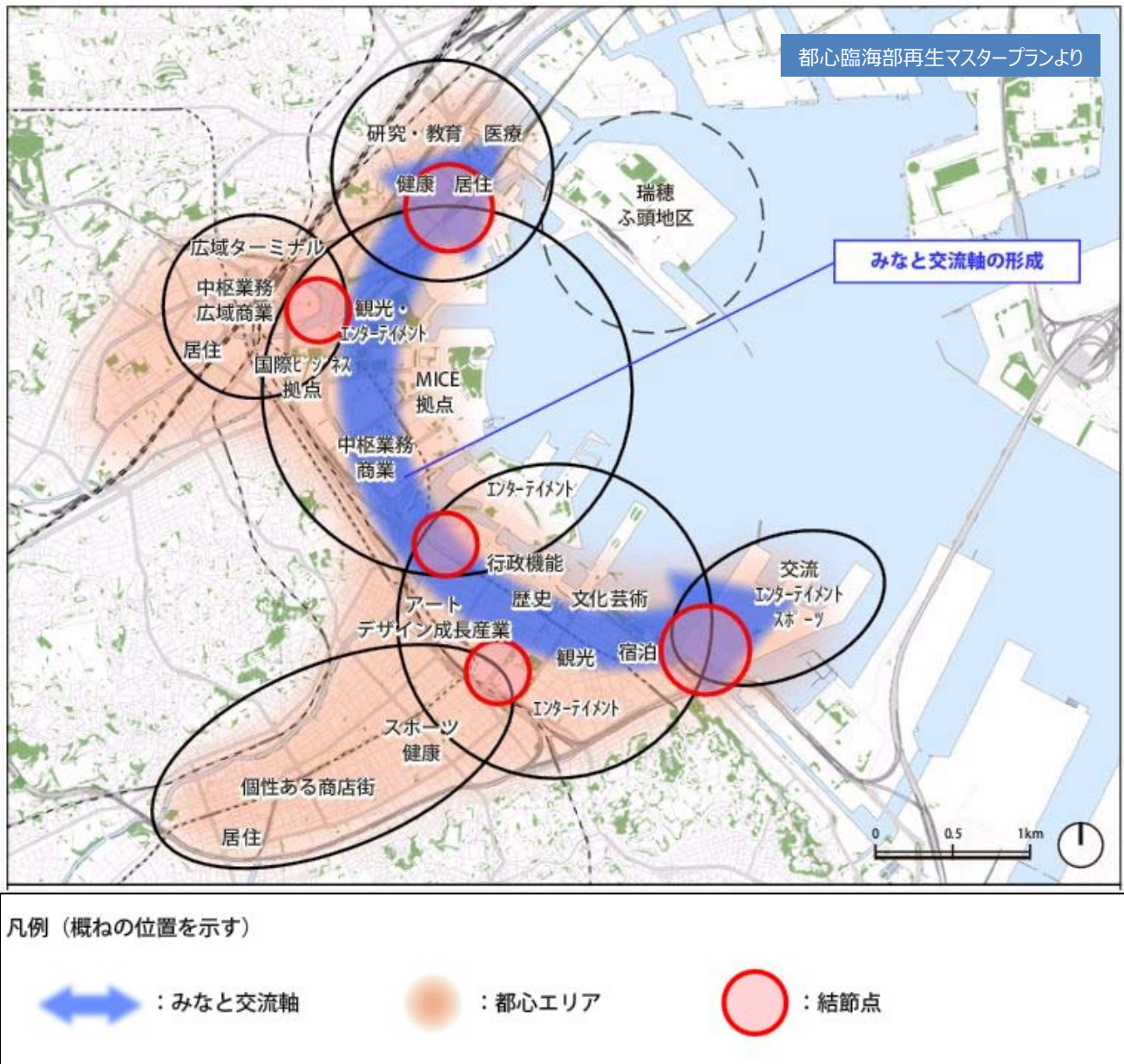
公共空間名	提案における留意事項	関連団体(指定管理等)
各港湾緑地 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市港湾施設使用条例」等に基づく許可等を得る必要があります。 ・年間を通じて、イベントや撮影の予約が入っています。予約の状況や、各緑地の詳細な留意事項については、別途お問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾緑地によって、指定管理者等の関係団体が存在する場合は、調整が必要です。

(河川)

公共空間名	提案における留意事項	関連団体(指定管理等)
帷子川	<ul style="list-style-type: none"> ・みなとみらい大橋付近階段護岸における提案を募集します。 ・まちの活性化など「エキサイトよこはま 22」の趣旨に沿う提案に限ります。 ・独占的、排他的な活用及び長期的な活用は不可です。 ・施設等の設置、護岸の改修等は原則不可です。 ・河川、港湾区域及び護岸で収益を上げる目的の利用は不可です。 ・河川、海上の活用にあたっては、直接、河川管理者、港湾管理者から了承を得るとともに必要な手続きを行ってください。 ・河川法等、関係法令を遵守してください。 ・施設使用後には報告書の提出が必要です。 ・その他、河川区域内施設の使用時の注意事項等を遵守してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市港湾局 ・神奈川横浜川崎治水事務所 ※許認可権限者



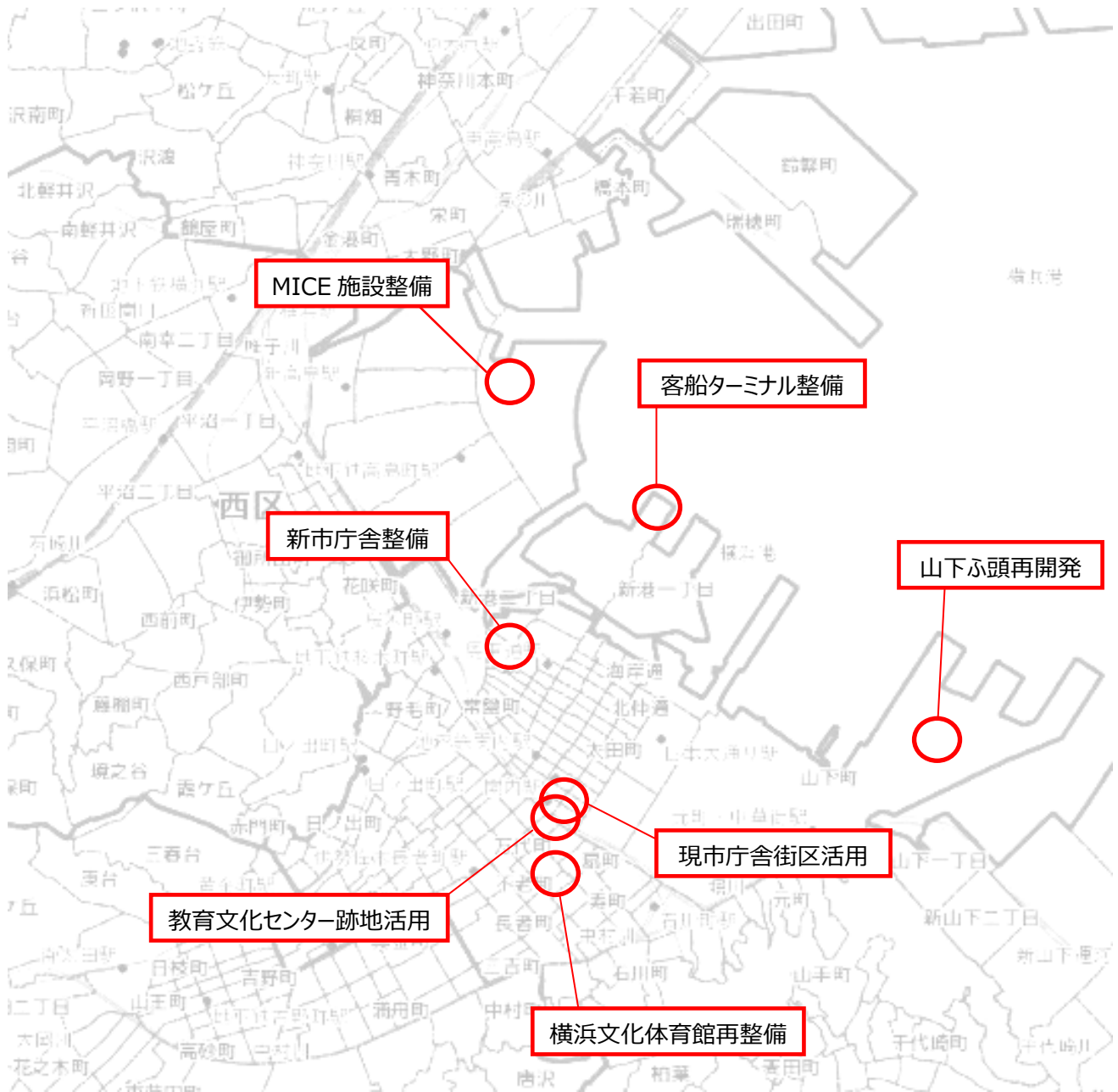
●都心臨海部の機能配置とみなと交流軸・結節点の配置イメージ



都心臨海部の目指すべき将来象や、その実現に向けた戦略・地区別の方向性等が描かれている「横浜市都心臨海部再生マスタープラン（平成 27 年 2 月策定）」に記載されている機能配置等のイメージです。

歴史・文化をはじめ、各地区の個性を生かしたまちづくりを展開するとともに、都心臨海部各地区や、それぞれの地区の魅力をつなぎ合わせる「みなと交流軸」の形成と、「地区の結節点」における連携強化を重点的に進め、都心臨海部各地区の一体的なまちづくりにより、港とともに発展する横浜ならではの都心形成を目指しています。

●都心臨海部における事業予定等



現在予定されている都心臨海部における横浜市の事業等を参考までお示しします。